

議案第 108 号

湯梨浜町松崎駅前総合相談センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町松崎駅前総合相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 15 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町松崎駅前総合相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

湯梨浜町松崎駅前総合相談センターの設置及び管理に関する条例（平成30年湯梨浜町条例
第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
（使用料） 第13条 略 2 前項に定めるもののほか、附属設備<u>（ただし、ワークスペース内の設備を除く。）</u> の使用料は、別に規則で定める。 別表（第13条関係） 【別記参照】	（使用料） 第13条 略 2 前項に定めるもののほか、附属設備の 使用料は、別に規則で定める。 別表（第13条関係） 【別記参照】

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

【別記】
改正後

1 施設使用料

利用時間 室名	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時まで	午前9時から午後 9時まで
会議室	円 1,220	円 1,620	円 1,830	円 4,880
ワークスペース	1時間につき200円			

備考

①及び② 略

③ ワークスペースの利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 略

改正前

1 施設使用料

利用時間 室名	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時まで	午前9時から午後 9時まで
会議室	円 1,220	円 1,620	円 1,830	円 4,880

備考

①及び② 略

2 略